

平成27年度地域別最低賃金改正等についての意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年7月10日

提出者

生 越 俊 一  
山 本 誉  
岡 本 昭 二  
池 田 一  
角 智 子  
藤 原 常 義

平 谷 昭  
遠 藤 力 一  
洲 浜 繁 達  
和 田 章 一 郎  
須 山 隆  
田 中 明 美

吉 田 雅 紀  
中 島 謙 二  
佐々木 雄 三  
白 石 惠 子  
岩 田 浩 岳

(別紙)

## 平成 27 年度地域別最低賃金改正等についての意見書

我が国経済について、政府は3月の「月例経済報告」で「景気は企業部門に改善がみられるなど、緩やかな回復基調が続いている」としていますが、地方においてはそれが十分浸透していないというのが実感であり、島根県においても、昨年4月の消費税増税の影響もあって、賃金アップ後も生活にゆとりがなく、益々生活を切り詰めているのが実態です。

昨年の審議会で最低賃金は引き上げられたものの、最低賃金レベルの賃金で働く県内勤労者は2千時間働いても年収120万円程度と、ワーキングプアといわれる年収200万円台にも遠く及ばず、経済的に自立した生活を営むことが難しい状況を抱えています。

地域別最低賃金は、「地域における労働者の生計費及び賃金」並びに「通常の事業の賃金支払い能力」を考慮して定めることとなっていますが、勤労者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう「生活保護に係る施策との整合性」に配慮することとされており、雇用労働者の生活を支える最大の柱であり賃金のセーフティネットである最低賃金制度は、最低賃金近辺で働く人々の生活に重大な影響を与えています。

こうした現状に鑑み、本議会は下記事項を強く要望します。

### 記

- 1 平成 27 年度の地域別最低賃金の改正に当たっては、一般労働者の賃金水準、経済諸指標、当該県の経済実態、県民の生活環境などを踏まえた適正な改正を図るべく努めること。
- 2 国においては、地方労働局に対し、非正規勤労者等にも十分配慮した当該地域別最低賃金の適正な審議の確保とその審議結果に基づいた当制度の周知徹底を図るよう指導すること。
- 3 適正な最低賃金やその引き上げに配慮する上から、中小企業等に対する各種支援や助成の拡充強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年 月 日

島根県議会

(提出先)  
衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
経済再生担当大臣  
内閣府特命担当大臣(規制改革)

【平成27年7月10日原案可決】